

京都市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

京都市長 門 川 大 作

別表総合企画局の款総合政策室の項を削る。

別表産業観光局の款産業戦略部の項中「産業戦略部」を「産業企画室」に改め、同項産業政策課の目を削る。

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項桃陽病院の目中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

別表中

「

			その他の職員	交替に 午前8時から 午後4時45分まで 午前8時30分 から午後5時15分まで		
建設局	自転車政策推進室		放置自転車等対策業務に従事する職員（地方公	交替に 午前8時45分 から午後5時30分 まで 午後0時15	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12

を

		務員法 第28 条の4 第1項 又は第 28条 の6第 1項の 規定に より採 用され た職員 に限る 。)	分から午後9 時まで	月29日 から同月 31日ま で
--	--	---	---------------	---------------------------

」

「

		調理師	交替に 午前8時から 午後4時45 分まで 午前8時30 分から午後5 時15分まで	
--	--	-----	--	--

に改める。

」

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)